

土浦市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年3月22日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和3年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和4年7月28日

土浦市監査委員 藤田 雪 絵

土浦市監査委員 内田 卓 男

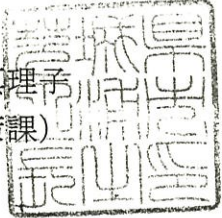




土こ政発第 242 号  
令和 4 年 7 月 27 日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿  
土浦市監査委員 内田 卓男 殿

土浦市長 安藤 真理子  
(担当課：こども政策課)



令和 3 年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について (通知)

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	<p>児童手当過年度返納金の調定漏れによって債権の管理を怠っていた。</p> <p>(児童手当過年度返納金の繰越しについて、10,000 円の調定が漏れたことにより、債権として管理ができていなかった。)</p>
講じた措置の内容	<p>児童手当過年度返納金の管理については、管理台帳を担当者のパソコンのハードディスク内から課の共有フォルダー内に移動し、全員で台帳管理をできるようにしました。また、台帳内に調定作成チェック項目を追加し、速やかな伝票処理及び伝票との突合を複数名で行うようにいたしました。</p> <p>なお、債権については、債権発生時・請求・催促・回収以外にも定期的 (年度初め・月末・年度末) に確認を行うことにしました。</p>

